

東京都公報

発行
東京都

目次

87

規則

○東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局子供・子育て支援部保育支援課）…一

規程（水）

○東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程……………一

○東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程……………一

規程（下水）

○東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程……………二

規則

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条

例施行規則（平成二十六年東京都規則第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号の表備考第一号中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第二十四号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十月十七日

東京都水道局長 山 口 真

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

東京都給水条例施行規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一号中「第六条第一項」を「第六条第一項本文」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十五号

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十月十七日

東京都水道局長 山 口 真

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定給水装置工事事業者規程（平成十年東京都水道局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第四条の二第一項、第六条第一項及び第九条中「第六条第一項」を「第六条第一項本文」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十五号

東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十月十七日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」第七條を「」第七條本文に、「第七條の七」を「第七條の七第一項」に改める。

第七條第一号中「第七條」を「第七條本文」に改める。

第十條第二項中「に関する技術上の管理」を「の施行に関する技術上の管理」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

